

令和 7年度

業務設計書（公示用）

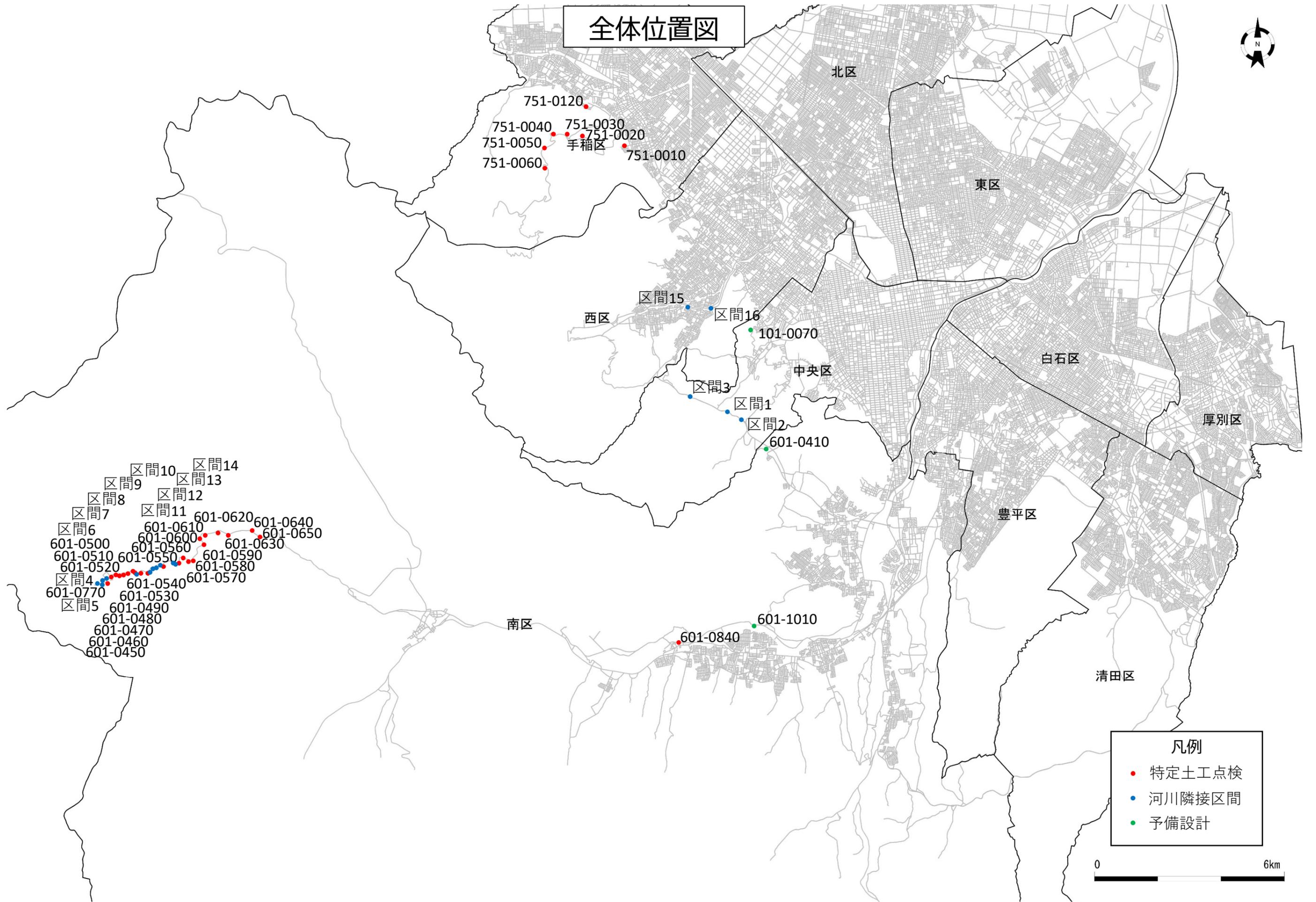
業務名： 特定道路土工構造物点検及び補修検討業務

---

令和 7年 7月 単価適用

建設局 土木部 道路維持課 計画係

# 全体位置図



751-0120  
751-0040  
751-0050  
751-0060  
751-0030  
手稲区  
751-0020  
751-0010

西区  
区間15  
区間16  
101-0070  
中央区  
区間3  
区間1  
区間2  
601-0410

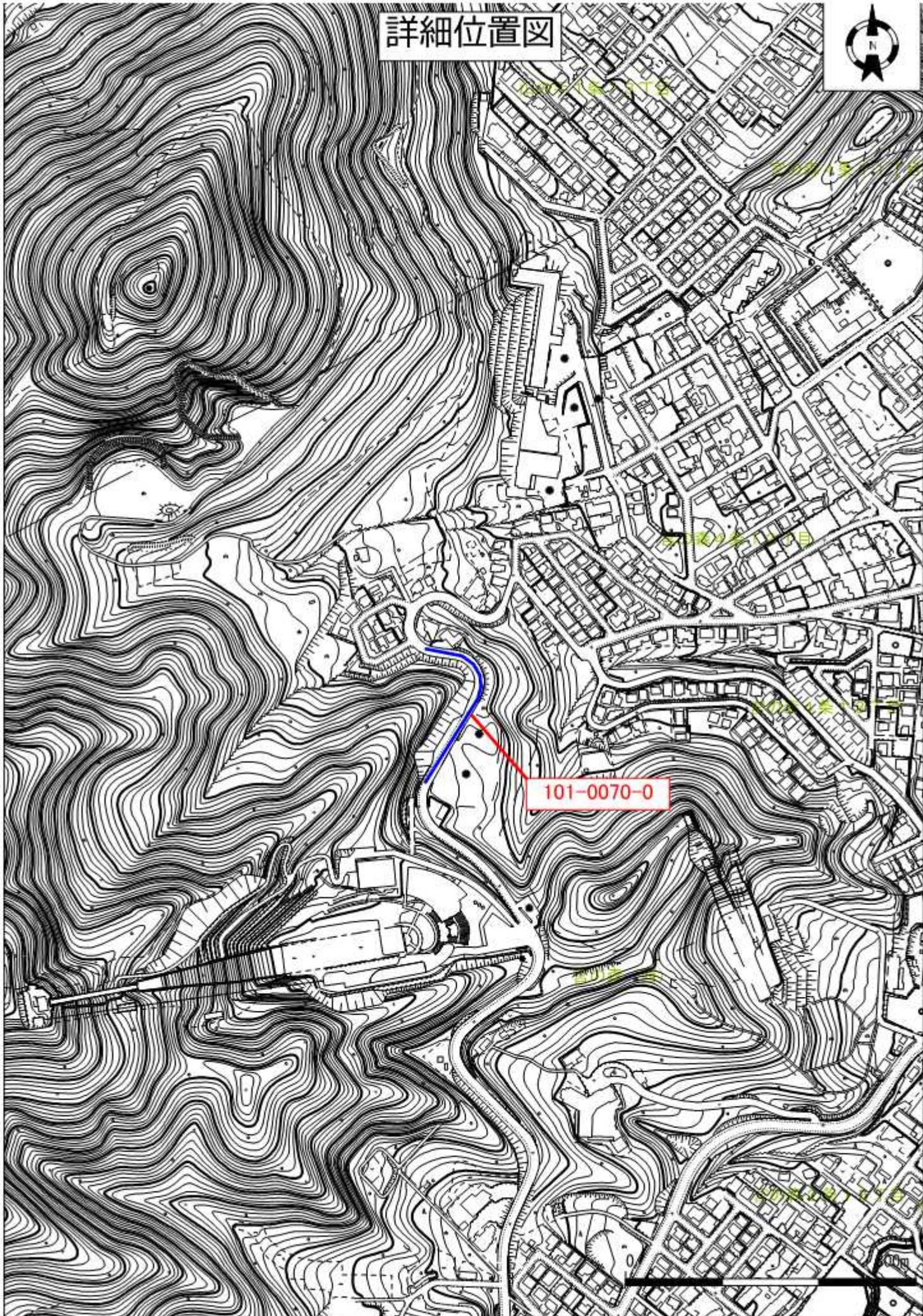
区間10 区間14  
区間9 区間13  
区間8 区間12  
区間7 区間11  
601-0620 601-0640  
601-0610 601-0650  
601-0500 601-0600  
601-0510 601-0560 601-0630  
601-0520 601-0550 601-0590  
区間4 601-0540 601-0570  
601-0770 601-0530  
区間5 601-0490  
601-0480  
601-0470  
601-0460  
601-0450

南区  
601-0840  
601-1010

凡例  
● 特定土工点検  
● 河川隣接区間  
● 予備設計

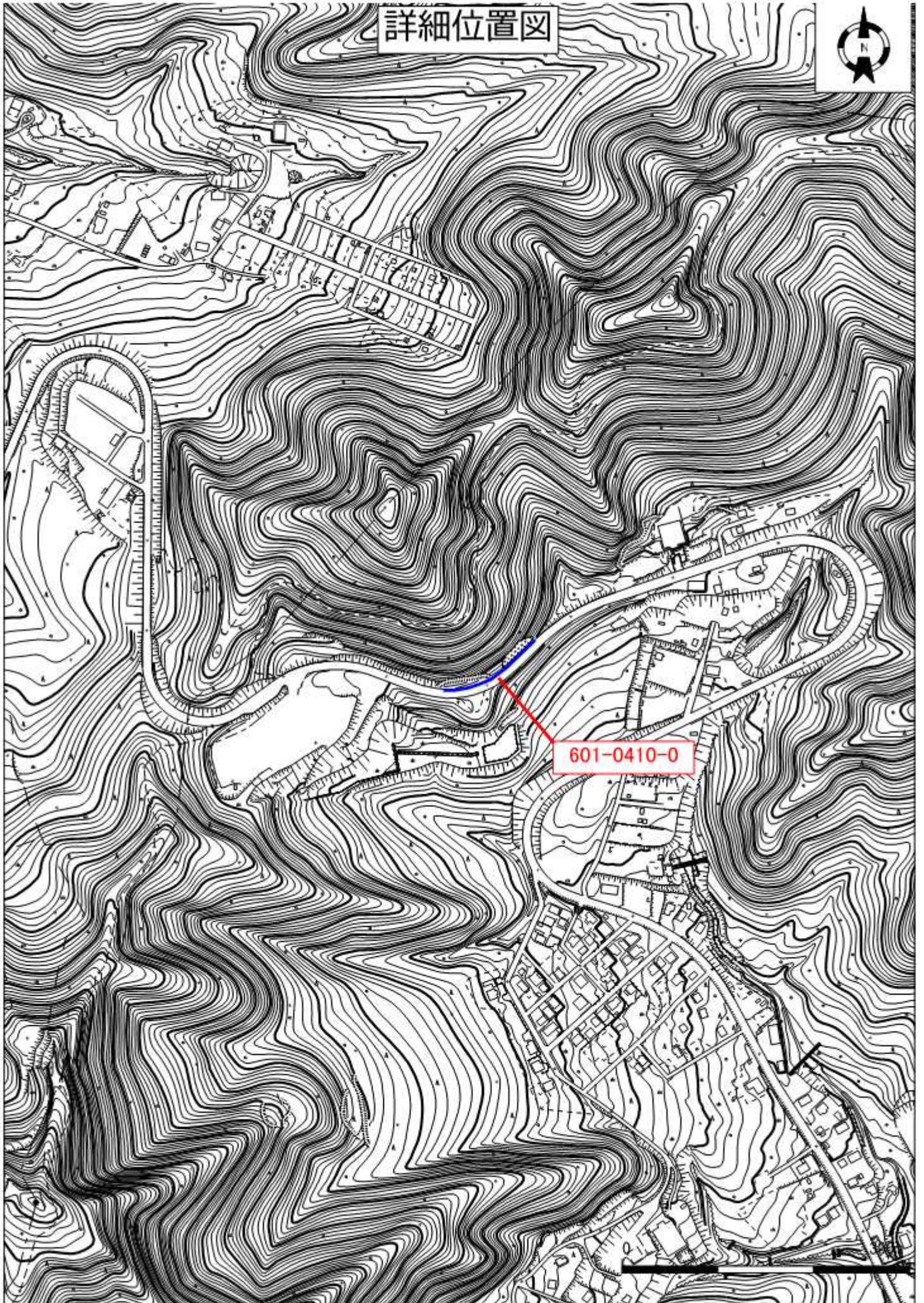
0 6km

詳細位置図

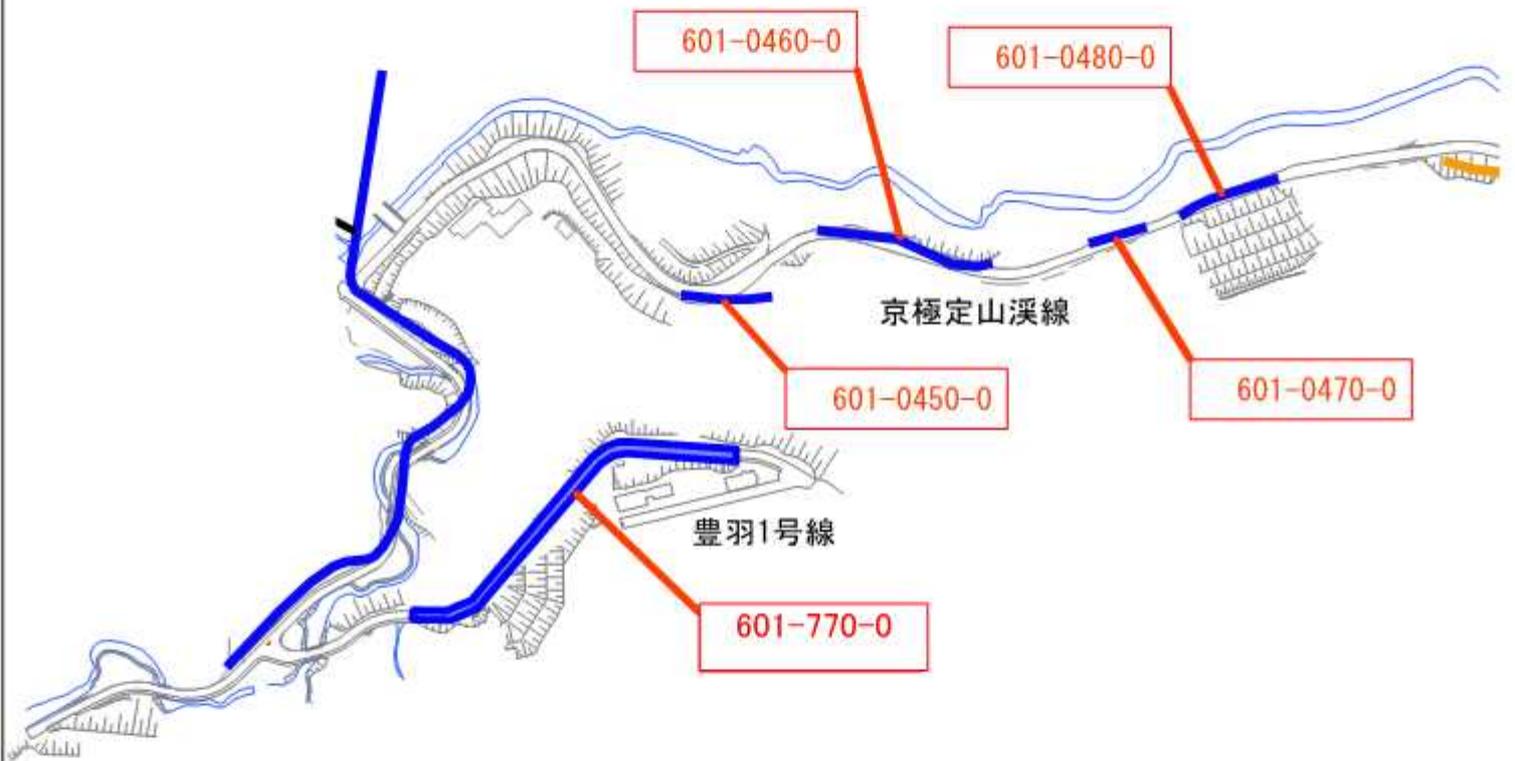


101-0070-0

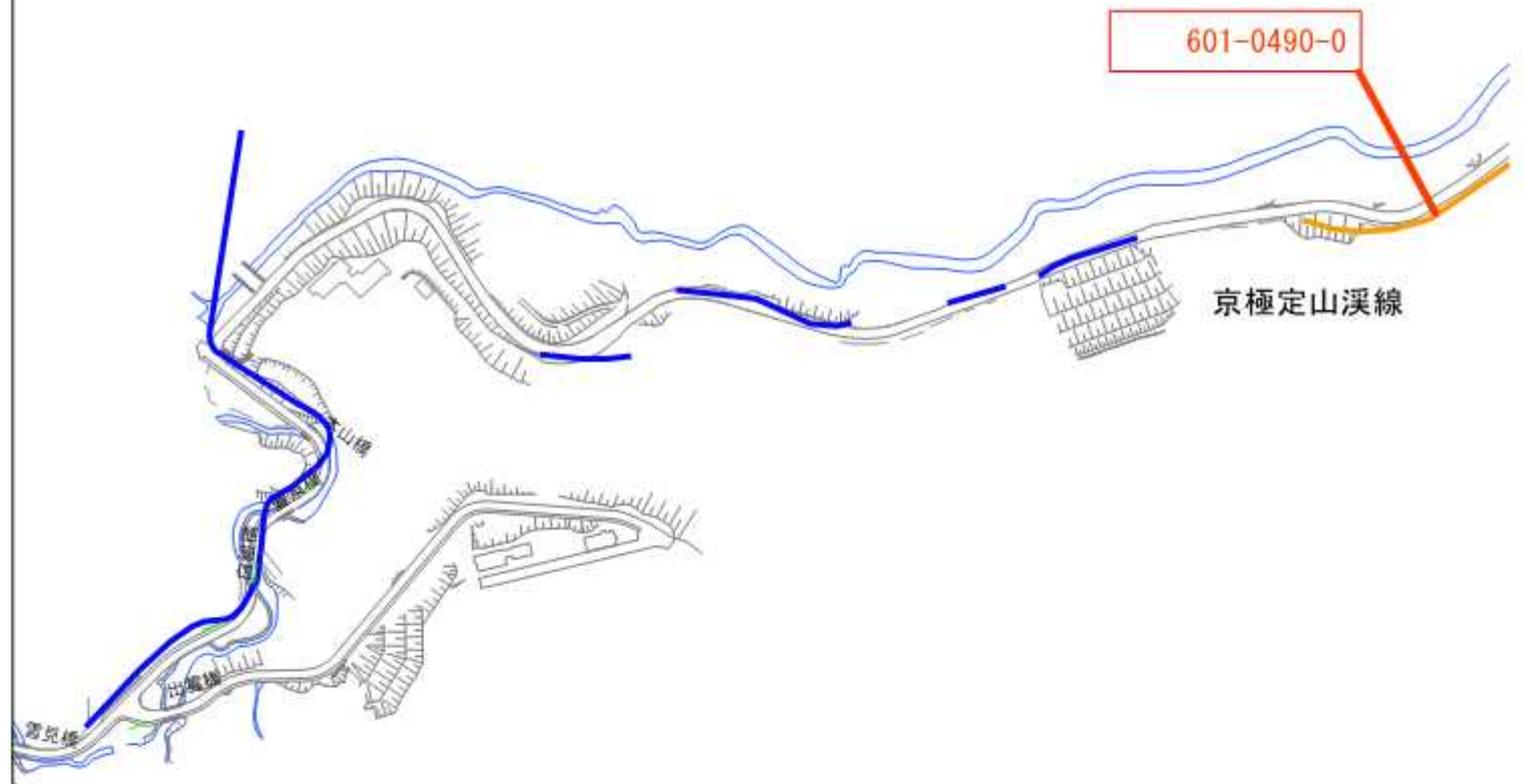
詳細位置図



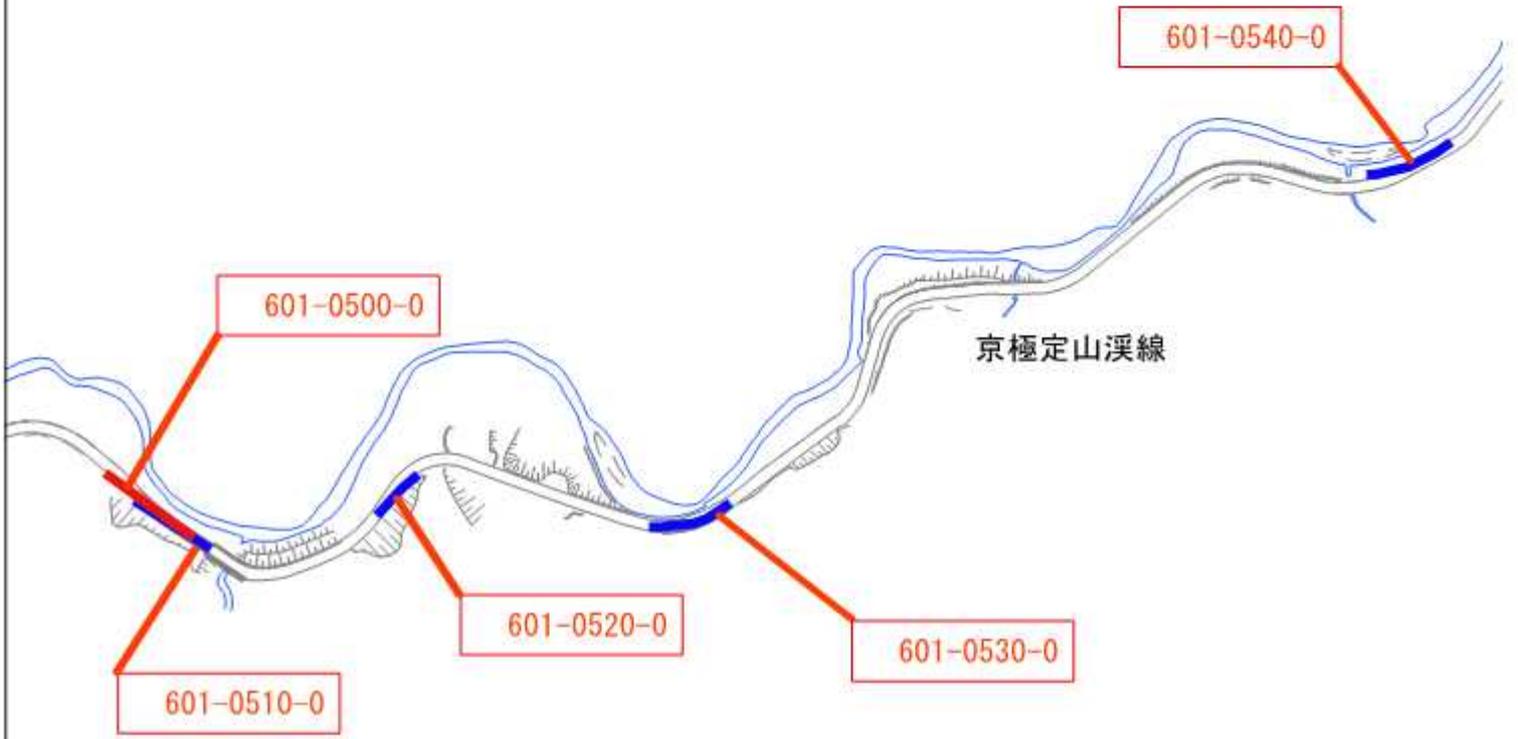
# 詳細位置図



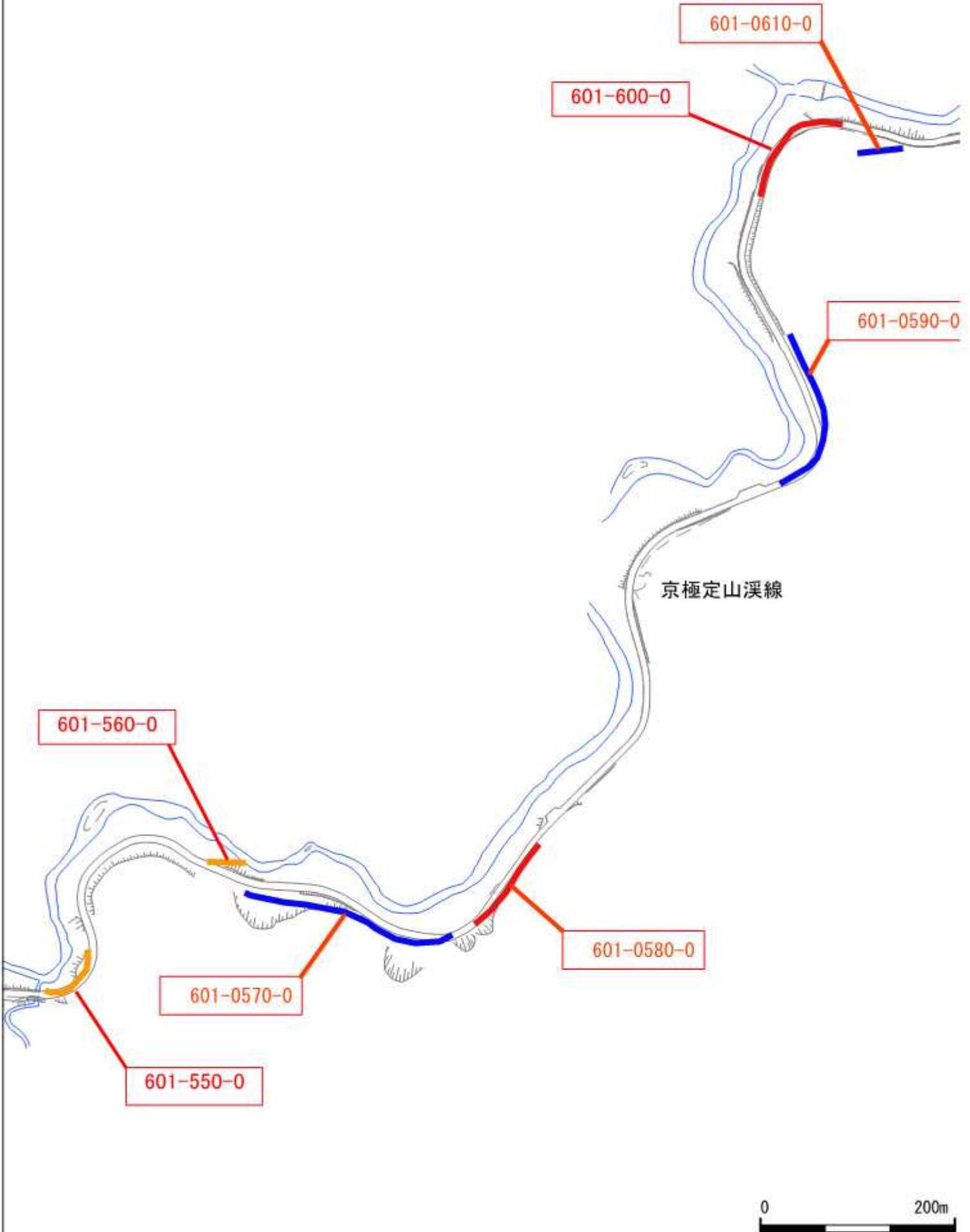
# 詳細位置図



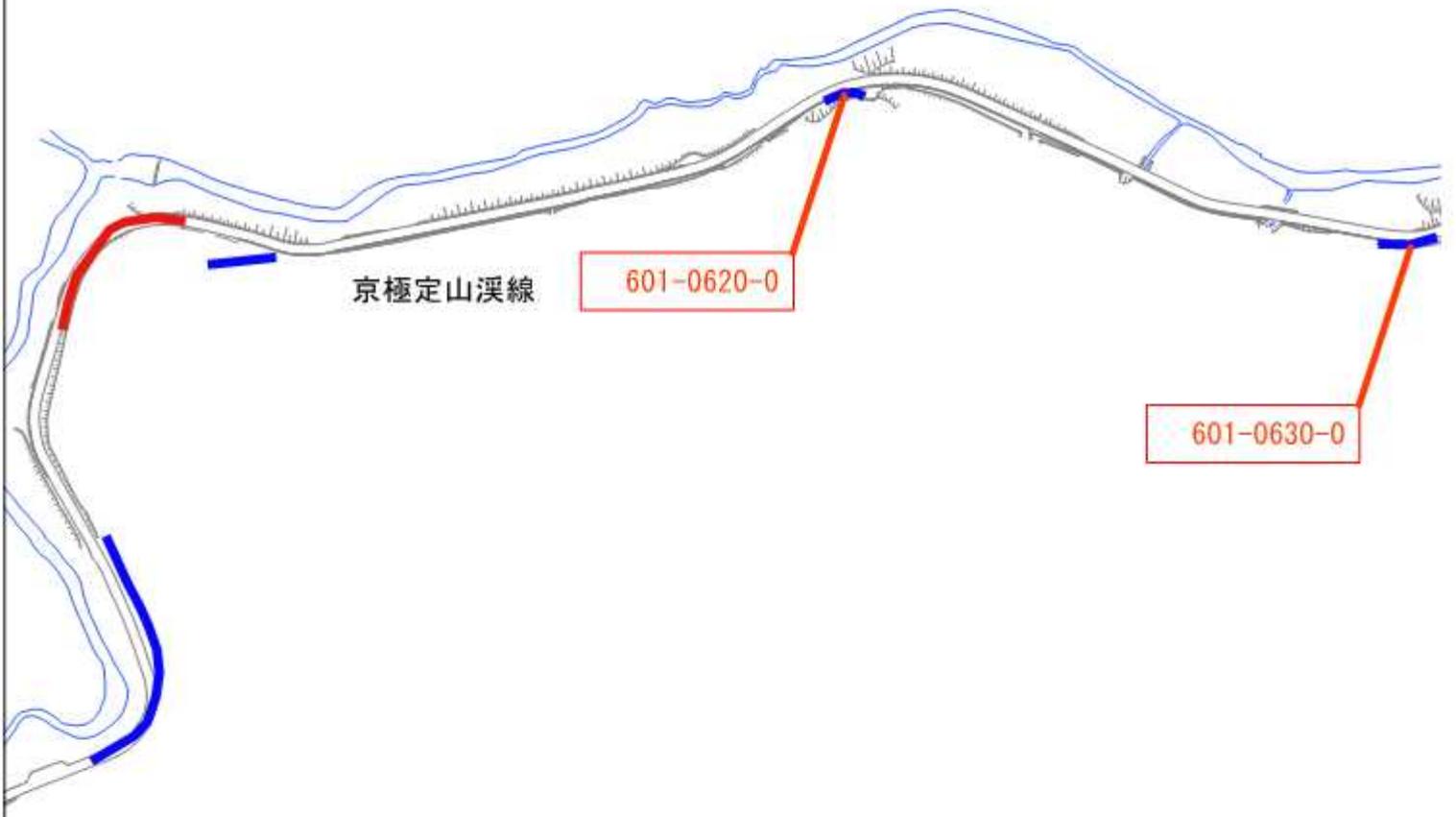
# 詳細位置図



# 詳細位置図



# 詳細位置図



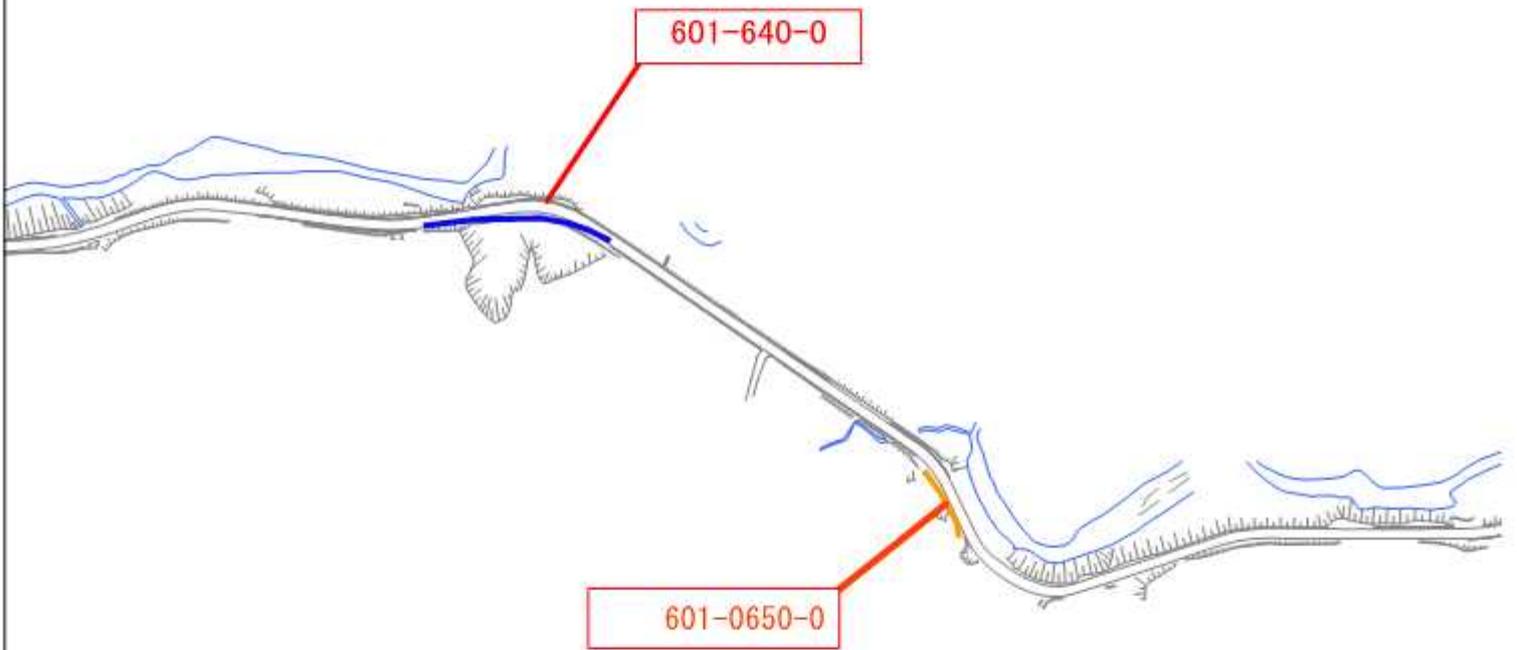
京極定山溪線

601-0620-0

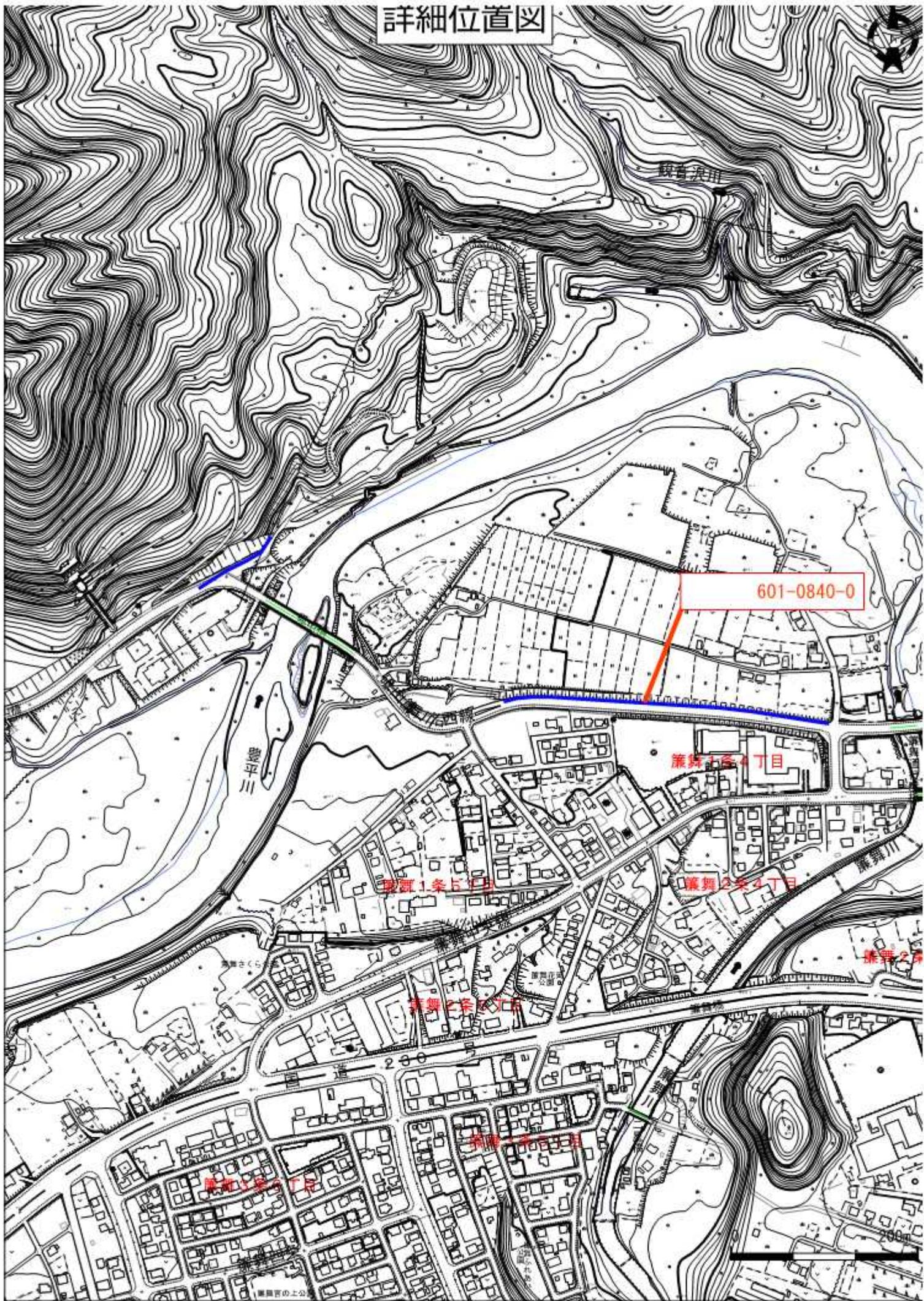
601-0630-0



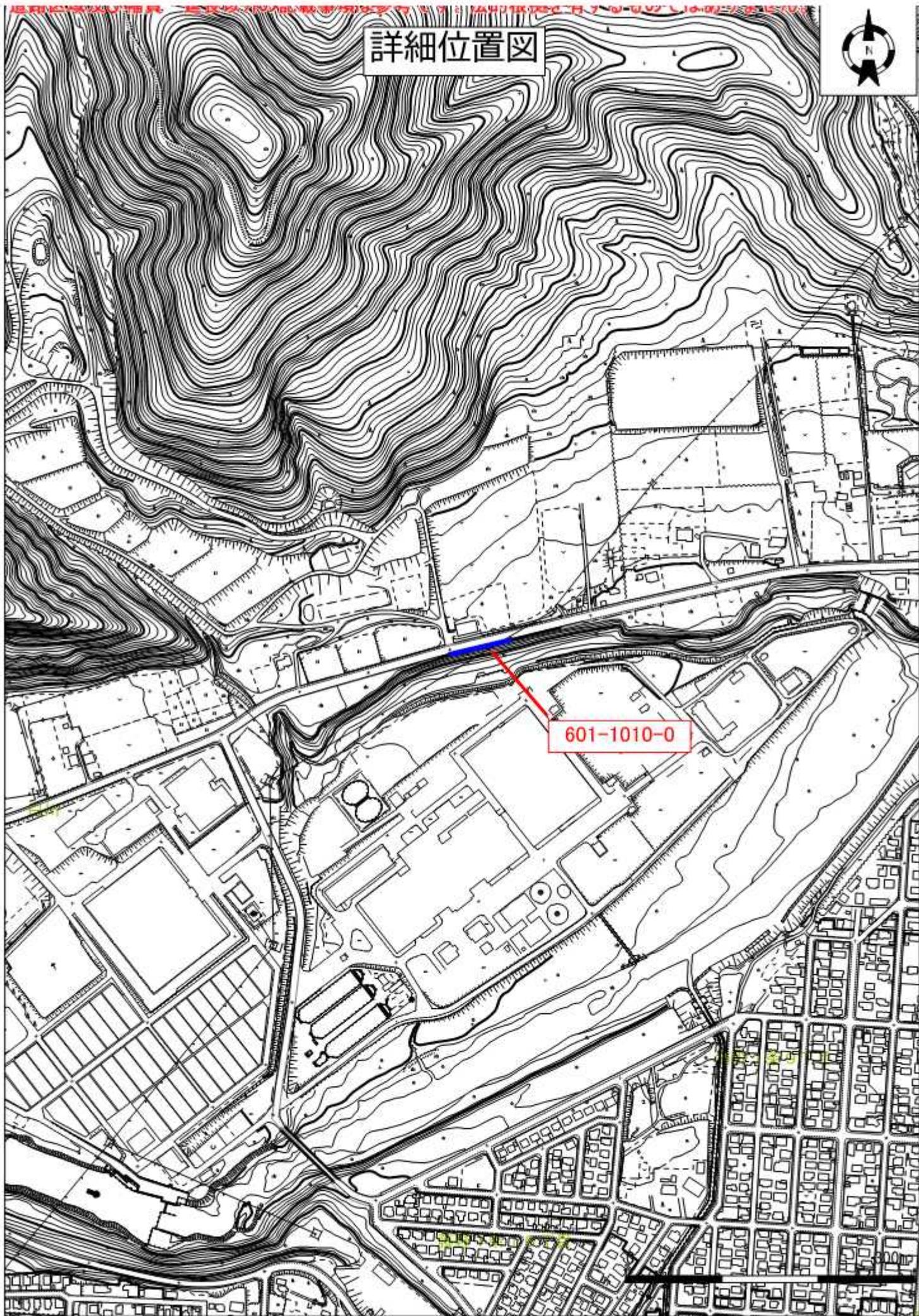
# 詳細位置図

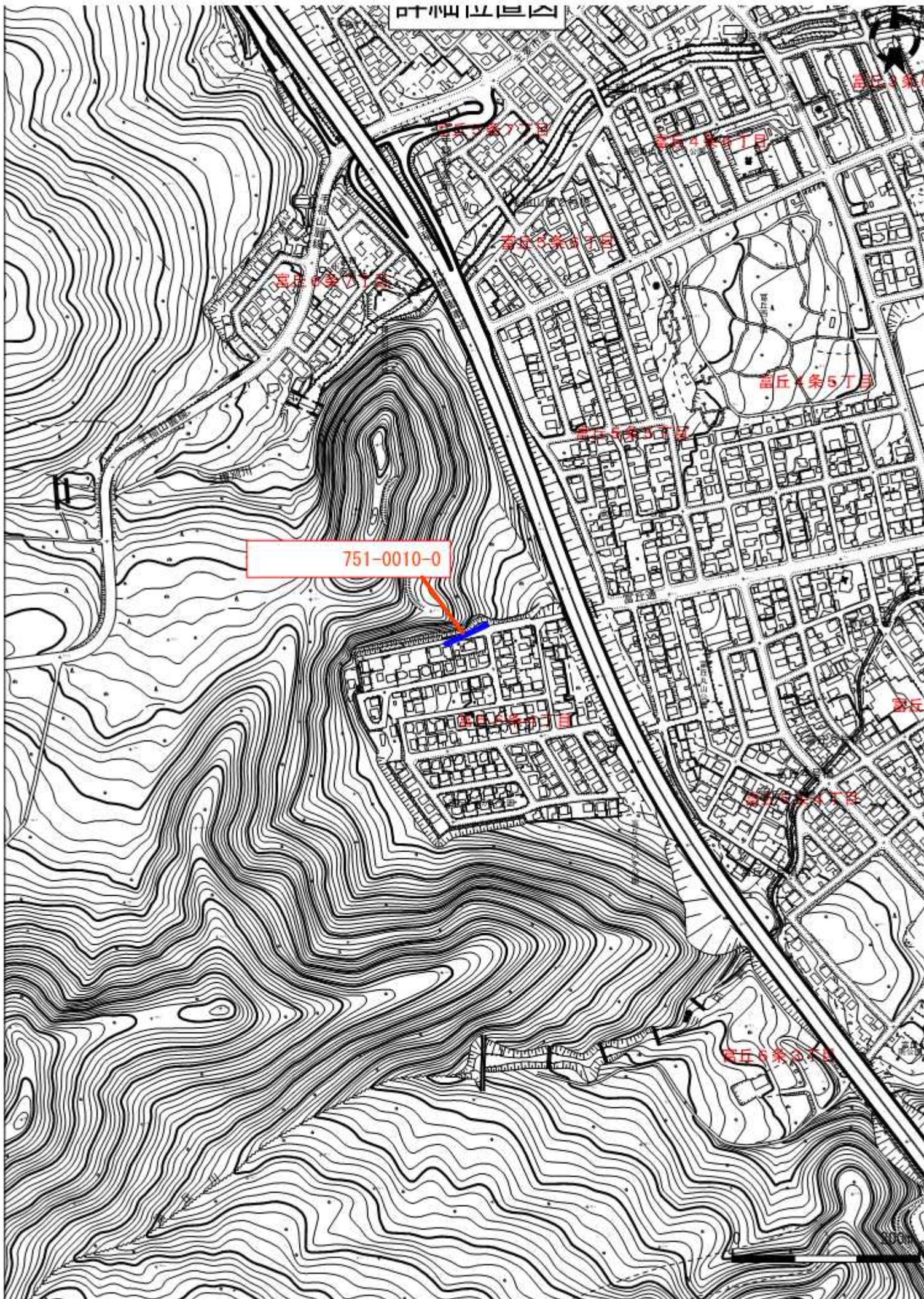


詳細位置図



詳細位置図





751-0010-0

高丘1条1丁目

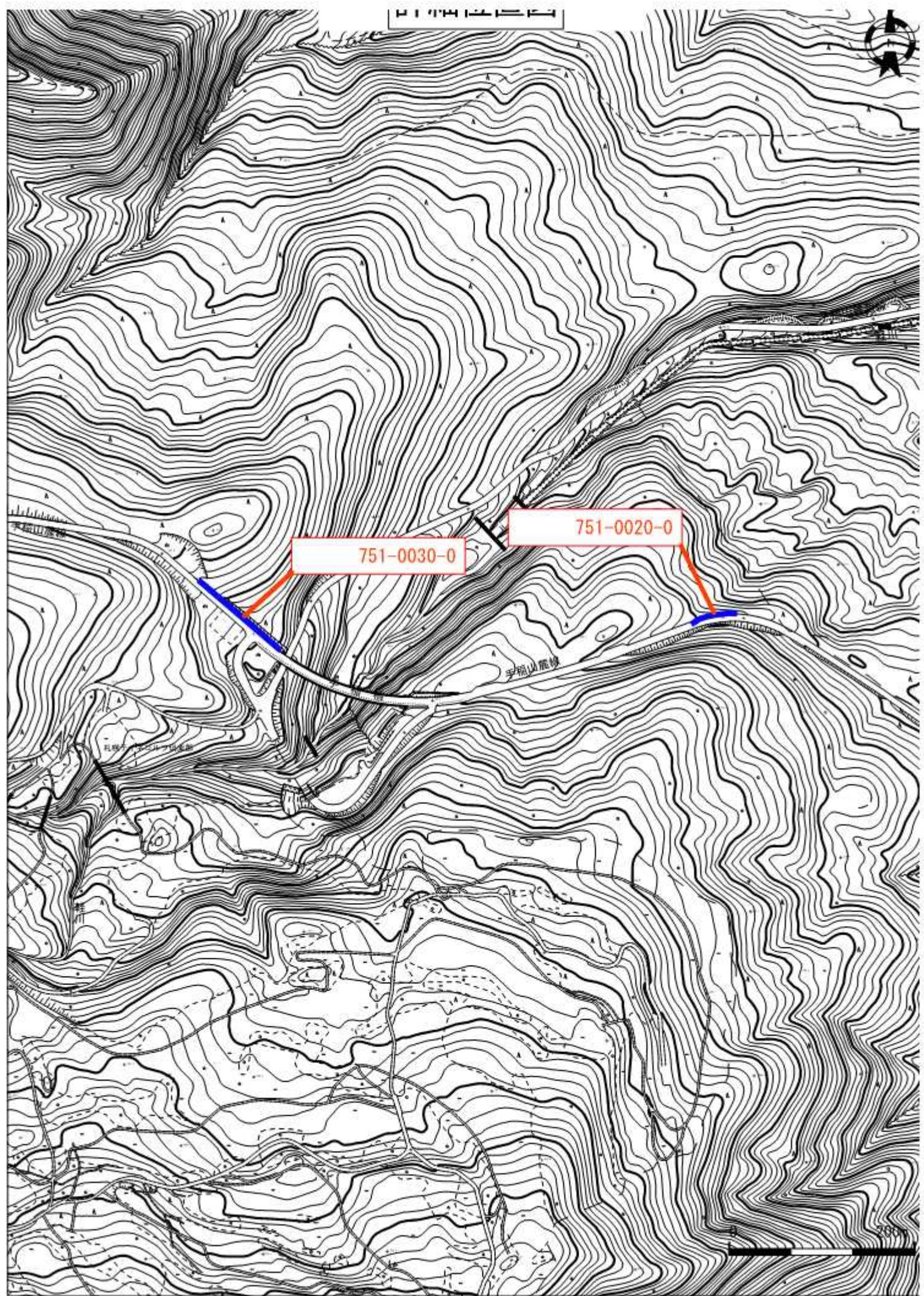
高丘1条2丁目

高丘1条5丁目

高丘1条6丁目

高丘1条7丁目

比例尺 1:5000



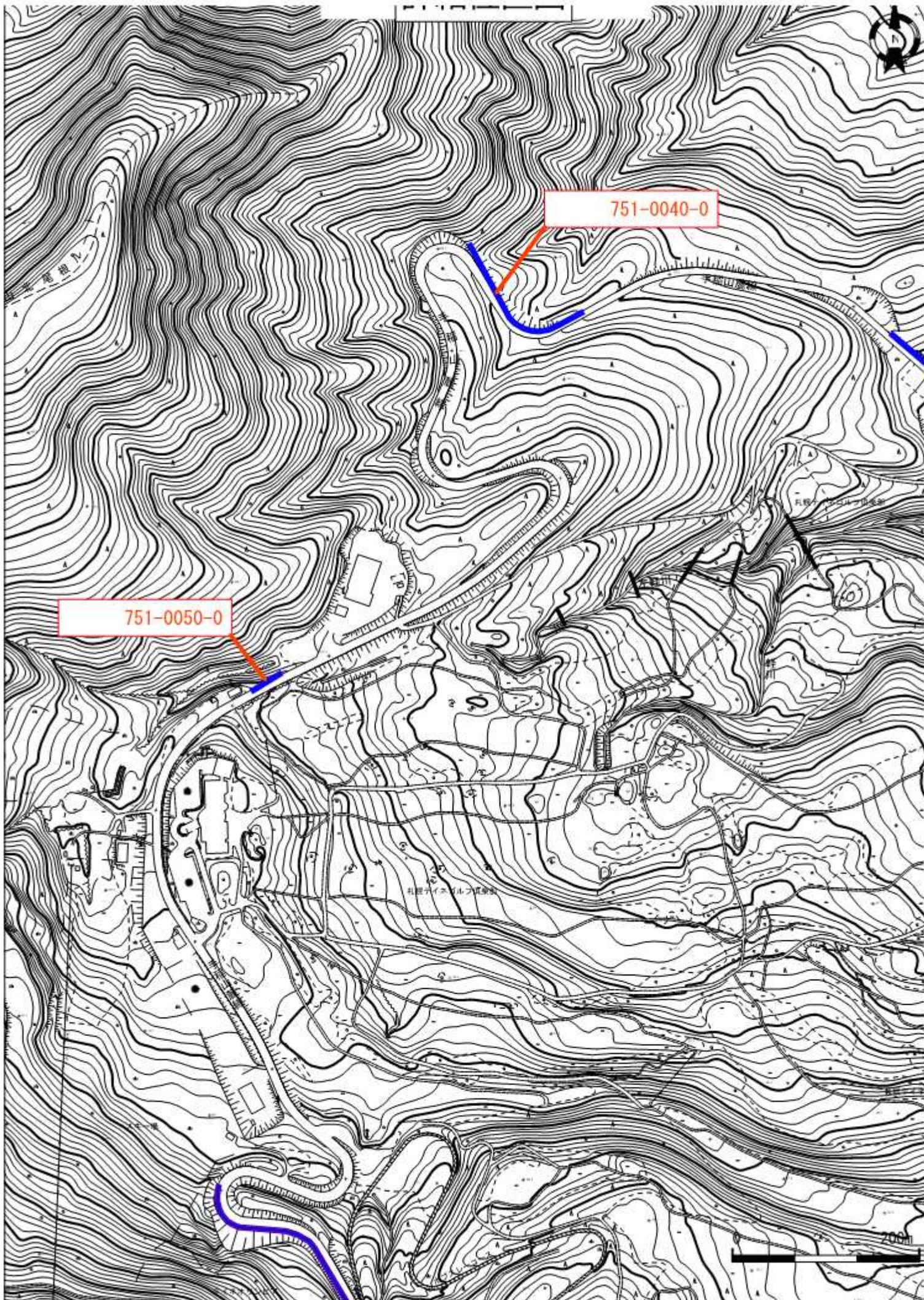
751-0030-0

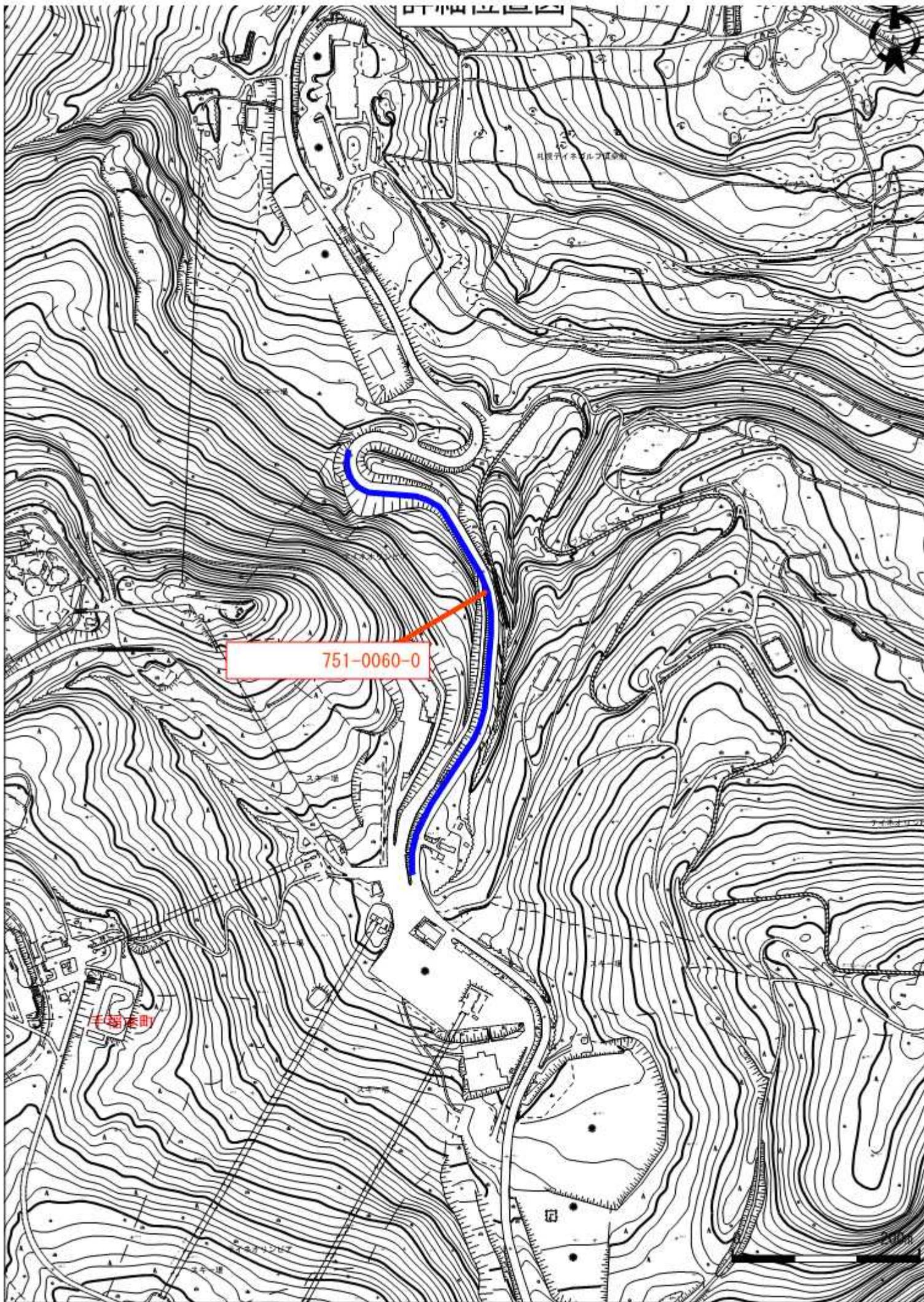
751-0020-0

手稻山麓線

尾崎山麓線





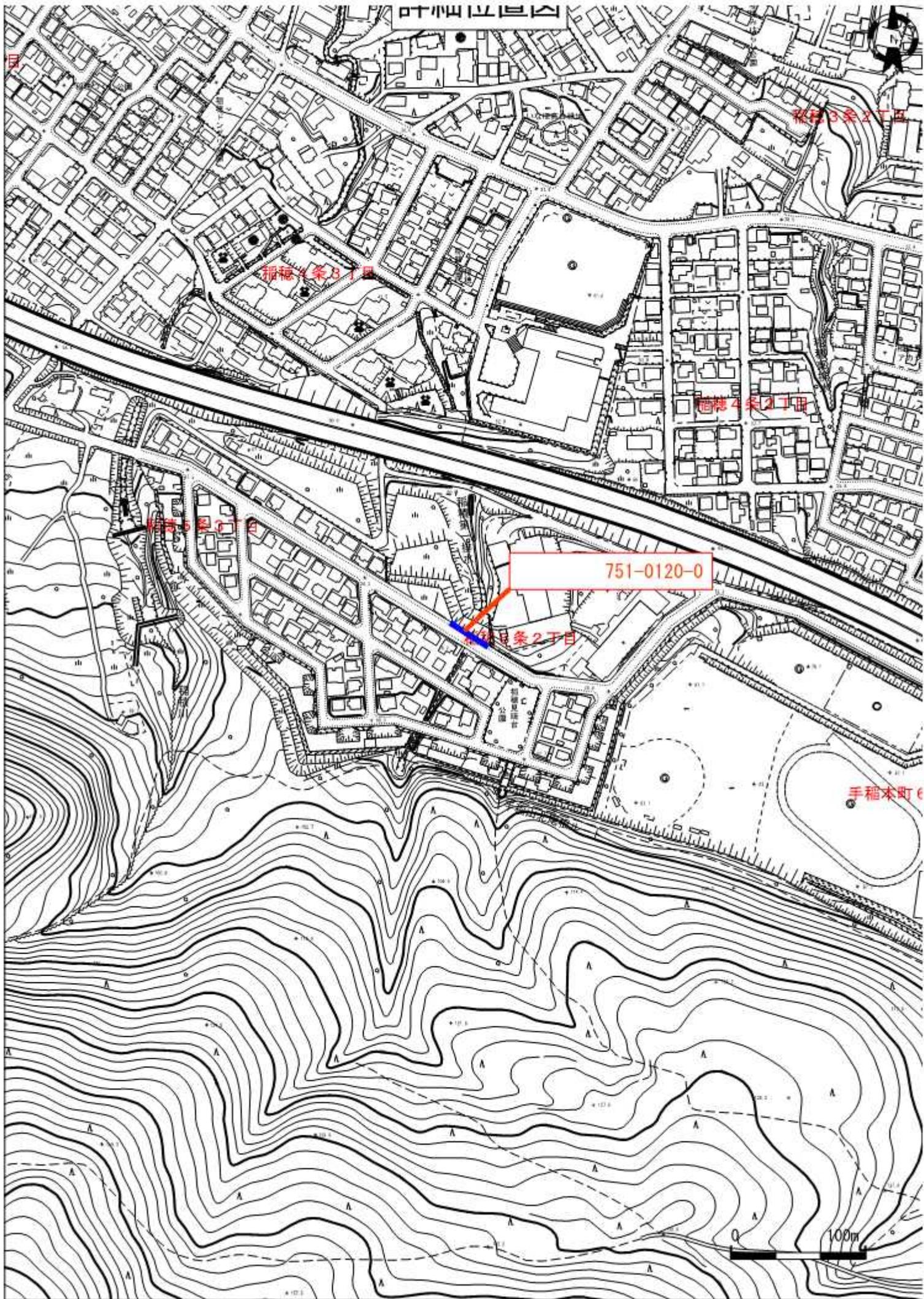


751-0060-0

中野町

社団法人

中野町



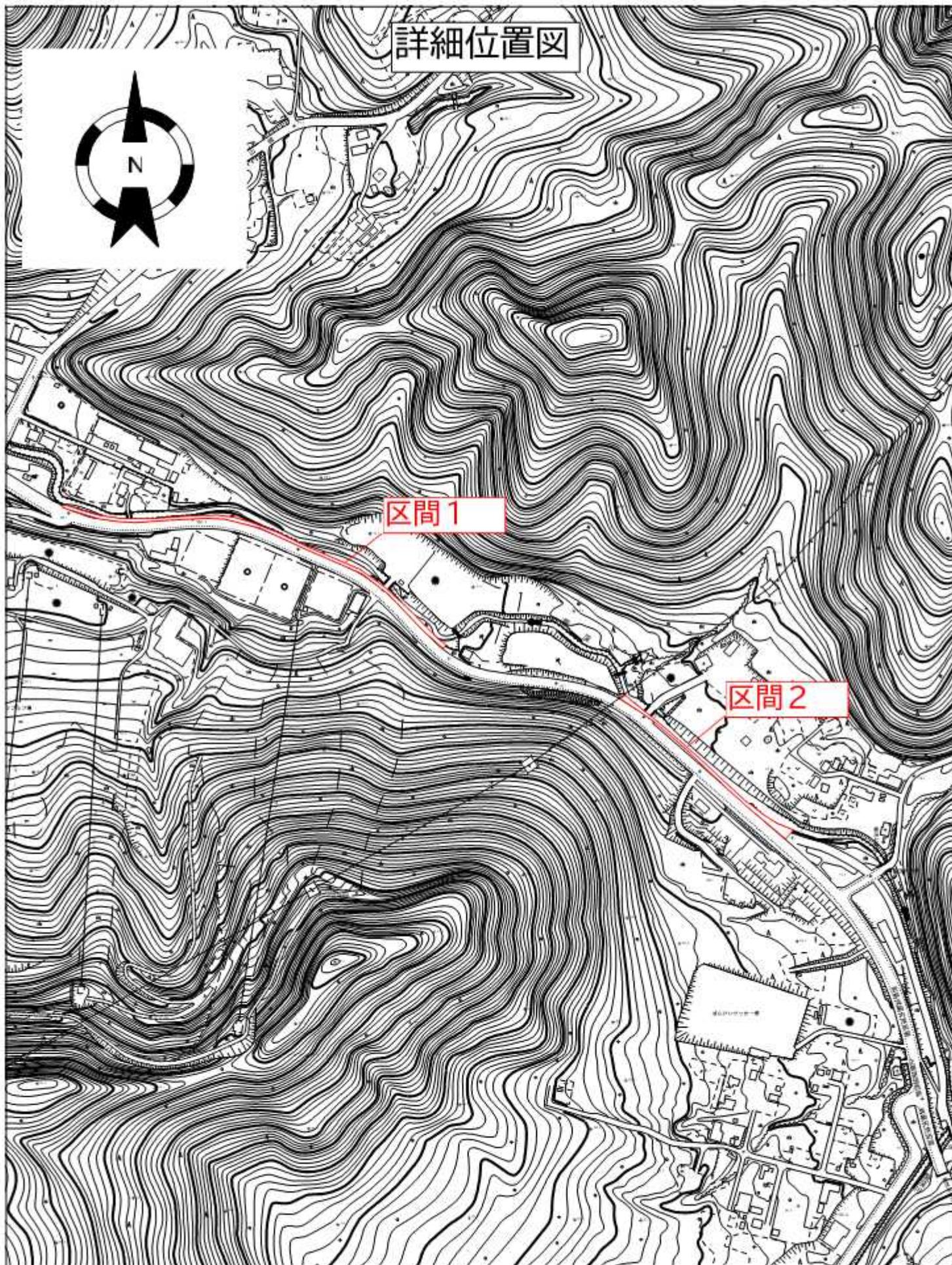
詳細位置図



区間1

区間2

0 300m

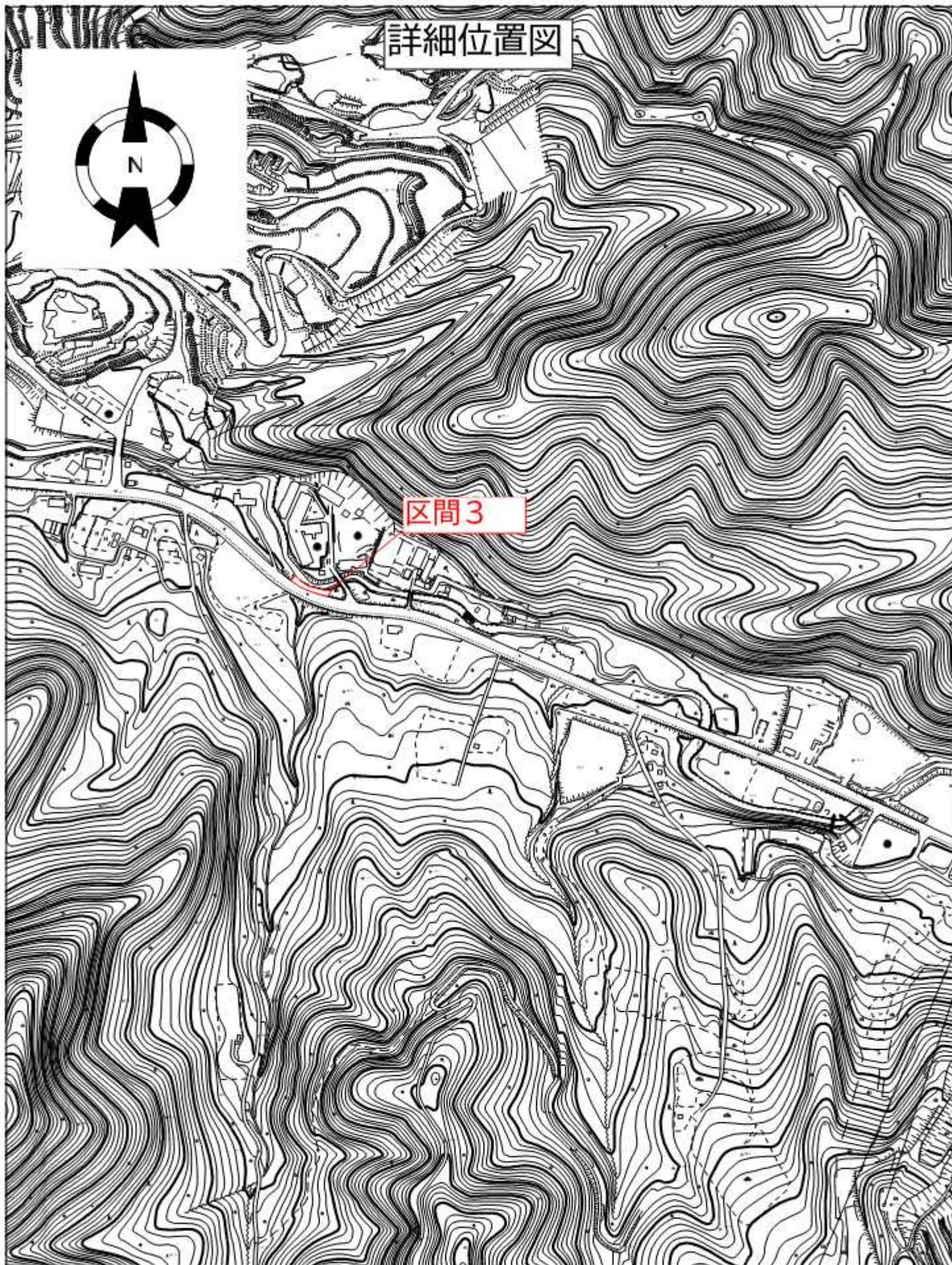


詳細位置図



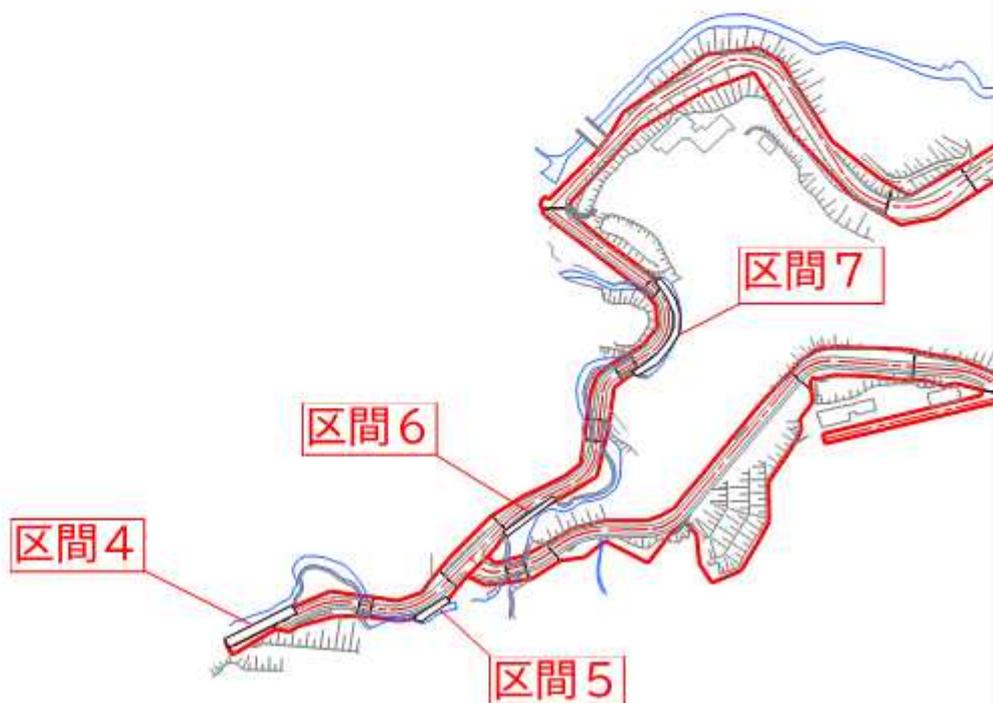
区間3

0 300m



道路区域及び幅員・延長以外の記載事項は参考です。法的根拠を有するものではありません。

## 詳細位置図

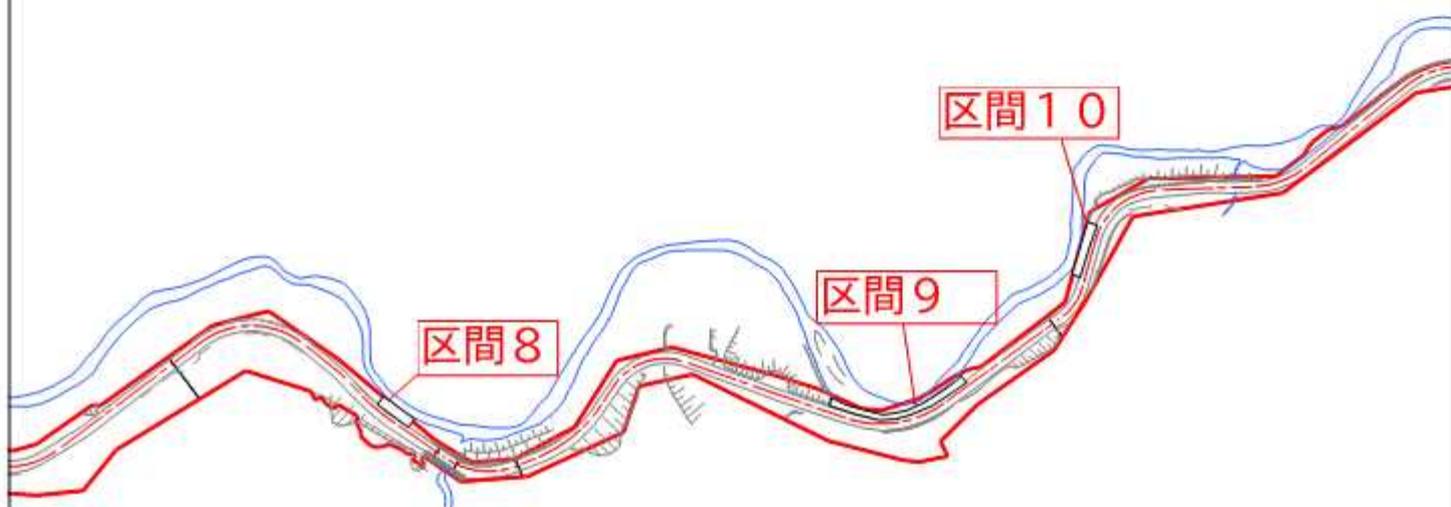


0 300m



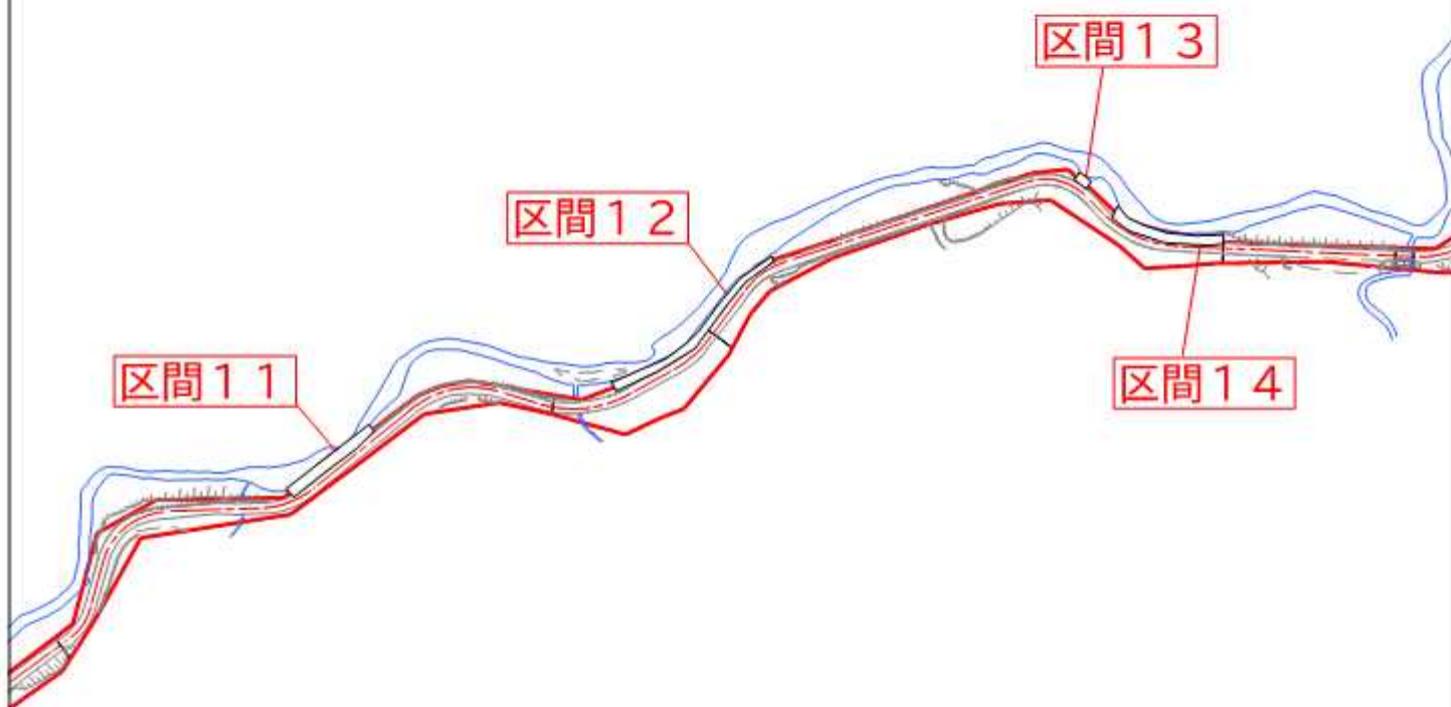
道路区域及び幅員・延長以外の記載事項は参考です。法的根拠を有するものではありません。

## 詳細位置図

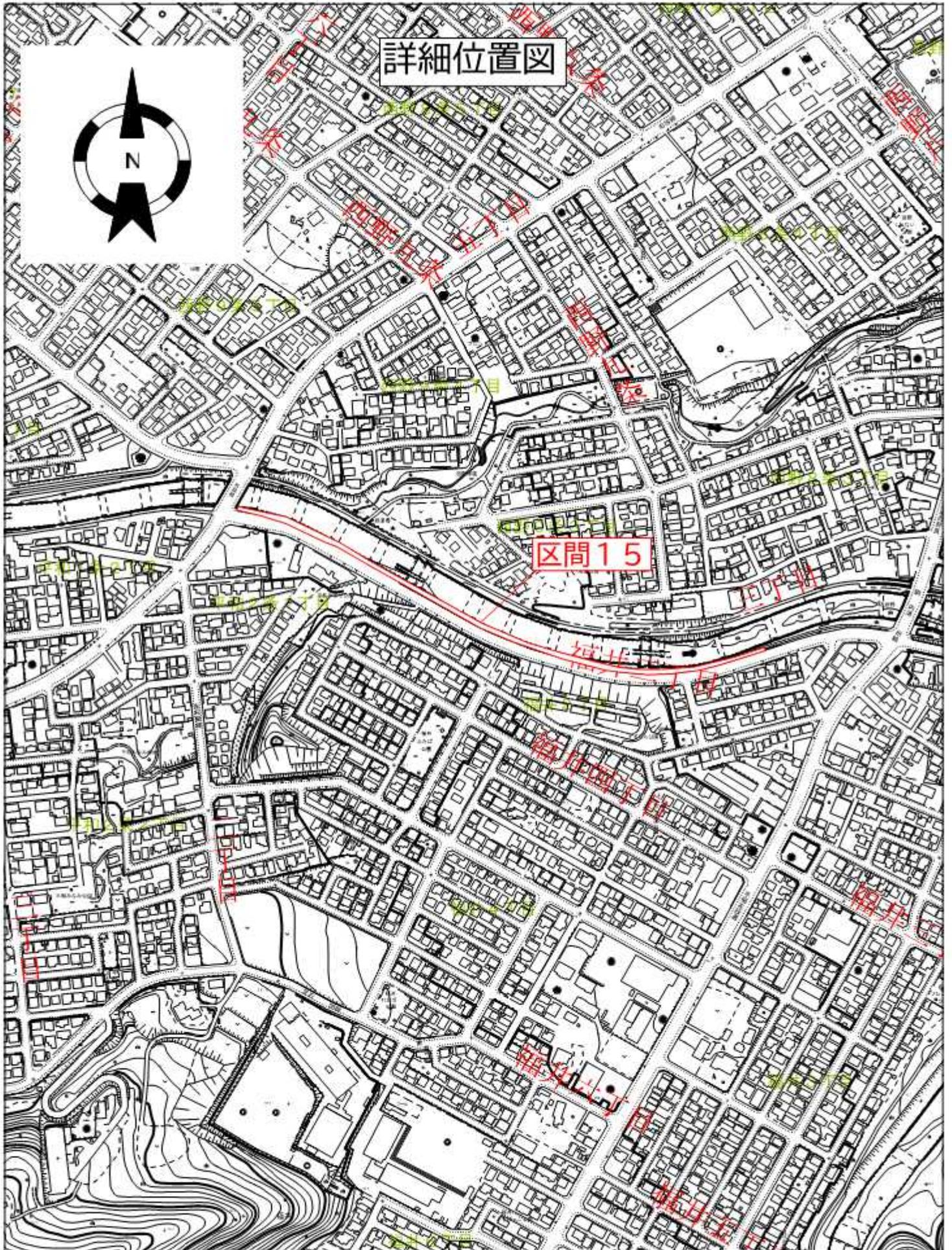


道路区域及び幅員・延長以外の記載事項は参考です。法的根拠を有するものではありません。

## 詳細位置図



詳細位置図



0 300m

詳細位置図



区間16

札幌南

福井

福井



300m

( )	業務名	特定道路土工構造物点検及び補修検討業務
-----	-----	---------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

# 業務説明書

## 1. 概要

本業務は、道路土工構造物点検要領に基づき特定道路土工構造物の定期点検を行うとともに、各施設において三次元点群データを取得する。また、河川隣接区間の特定道路土工構造物について、点検を行うための基礎資料を作成する。さらに、過年度点検において健全性の改善を要する施設について、補修に係る検討や対策工法の選定を行い、別途発注される実施設計の基礎資料を作成する。

定期点検：46箇所　基礎資料作成：16箇所　三次元点群測量：0.11km<sup>2</sup>　予備設計：4箇所

## 2. 場所

南区定山溪494林班ほか

## 3. 期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日までとする。

## 4. 図面

なし

## 5. 仕様書

札幌市道路維持管理基本方針、札幌市特定道路土工構造物維持管理計画、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領、道路土工構造物技術基準・同解説、道路土工構造物点検要領、(社)日本道路協会発行の各種基準・示方書・指針・便覧等、その他関係資料及び特記仕様書によること。

## 6. 特記仕様書

別添のとおり。

# 特定道路土工構造物点検及び補修検討業務 特記仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する「特定道路土工構造物点検及び補修検討業」（以下「本業務」）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか「14. 関連資料」等に準拠し、またその他関係諸法規を遵守して行うものとする。

## 2. 目的

本業務は、札幌市が管理する道路施設のうち、特定道路土工構造物（「道路土工構造物技術基準」に規定された重要度1の道路土工構造物の内、長大切土又は高盛土）について、「道路土工構造物点検要領（令和5年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）」（以下「点検要領」という。）に基づく定期点検を行い、施設の安全性を確認するとともに、各施設において三次元点群データを取得することにより構造物の変状等を把握することを目的とする。

また、河川隣接区間の特定道路土工構造物について、点検を行うための基礎資料を作成する。

さらに、過年度点検において健全性の改善を要する施設について、補修に係る検討や対策工法の選定を行い、別途発注される実施設計の基礎資料を作成する。

## 3. 対象施設

別紙、一覧表による。

## 4. 主任技術者・照査技術者・診断員の資格要件

- （1）本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。
- （2）技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。  
業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。  
なお、資格要件（I）で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件 (I)	技術士：建設部門－土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート 河川・砂防及び海岸・海洋 技術士：応用理学部門－地質 RCCM：土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート 河川・砂防及び海岸・海洋、地質 ※上記いずれかの資格保有者。
-------------	--

- （3）診断員とは、点検における一連の行為である現地における近接目視、触診や打音による状態の把握並びに診断所見の提示等を遂行する知識と技能を有し、これらを遂行し、また、記録の方法を計画し、かつその確認を行う者をいい、業務区分・施設分野を以下の通りとする。

業務区分	施設分野
点検・診断	道路土工構造物（土工）

また、診断員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。

なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出

すること。

●技術士〔建設部門（土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、  
河川・砂防及び海岸・海洋のいずれか）〕

●技術士〔応用理学部門（地質）〕

●国土交通省登録技術者資格

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省が登録した資格のうち、上記「業務区分・施設分野」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格一覧（国土交通省ホームページ）

（URL：[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)）

主任技術者は、契約図書に基づき業務に関する技術上の管理を行うものとする。また、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、業務主任の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

なお、照査技術者は主任技術者、診断員との兼務は不可とし、主任技術者、診断員はそれぞれの資格要件を満たす場合、兼務可能とする。

## 5. 業務項目及び内容

本業務の業務項目及び各項目の内容は、下表の通りとする。

### （1）定期点検

作業区分	作業の範囲等
計画準備	業務の目的や主旨を把握したうえで、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含）等の事項について整理した業務計画書を作成する。 業務の実施に先立ち、対象構造物の関連資料の収集・整理及び施設の立地環境や交通規制の要否等について確認する。
構造物の基礎資料作成	河川隣接区間の道路土工構造物について、現地調査を行い、区間延長や高さなどを計測し、構造物の基礎資料を作成する。
定期点検	点検は、点検要領の特定土工点検に準拠して行う。 現地で近接目視にて前回点検記録との照合を行い、新たな損傷や損傷進行有無を確認し、写真やスケッチなどで記録する。
健全性の診断	定期点検の結果を基に、点検区域毎の健全性の診断を行う。 健全性の診断は、点検要領に準拠し、Ⅰ～Ⅳの判定区分により行う。
点検調書作成	点検、診断、措置の結果を以下の様式にそれぞれ記載し、点検結果を取りまとめる。 ・点検表記録様式：点検要領に準拠して点検区域毎に作成する。 ・構成部材別点検項目表：変状が認められる箇所について作成する。 ・対策優先度配点表：点検区域毎の補修対策の優先順位を決定するために作成する。

## (2) 予備設計

作業区分	作業の範囲等
設計計画	業務内容の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務計画を作成する。
現地踏査	設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、斜面状況及び周辺の状況を把握する。
設計条件の確認	設計図書に示された地形・地質等、設計・施工上の基本条件について確認を行うとともに、既往資料及び貸与資料を整理する。
比較形式の選定	現地状況、基本条件に対して適当な工法を抽出し、技術的特徴及び課題の整理を行い、評価を加えて比較案3案を選定する。
概略設計図作成	比較3案について概略設計図を作成する。
概算工事費の算定	作成した概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算定し、概算工事費を算定する。
比較一覧表作成	比較3案の概略設計図、概算工事費を基に経済性・施工性・環境への影響・地域特性等を明記した比較一覧表を作成する。また、作成した比較一覧表を基に最適案を決定する。
照査	基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、設計方針や工法選定の際に、基本条件や設計方針が適切に反映されているかの照査を行う。
報告書作成	設計業務の成果として、報告書を作成する。

## (3) 地上レーザ測量

作業区分	作業の範囲等
作業計画	作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成する。
標定点の設置・観測	地上レーザスキャナもしくはそれと同程度の機能を有した機器に水平位置と標高、方向を与えるための基準となる点を設置・観測する。
地上レーザ計測	地上レーザスキャナもしくはそれと同程度の機能を有した機器により地形・地物の方向、距離及び反射強度を観測するとともに、標定点により測地座標系に変換してオリジナルデータを作成する。
グラウンドデータ等の作成	オリジナルデータから地形を捉えていない点を除去してグラウンドデータを作成し、所定のデータ構造に構造化する。
成果データファイルの作成	点群あるいは構造化したグラウンドデータから三次元点群データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する。

## 6. 打合せ

- ・本業務における打合せは、初回・中間3回・最終の計4回とする。
- ・打合せには、主任技術者が立ち会うこと。

## 7. 交通誘導警備員について

- ・「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」及びDID地区における交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。
- ・交通誘導警備員としての資格等を確認出来る資料を提出すること。
- ・「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。  
(URL:[http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu\\_keibigyou/koutu\\_keibi.html](http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html))
- ・DID地区に該当する箇所は一覧表で確認すること。
- ・1級又は2級検定合格警備員の配置が困難な場合は業務担当者と協議すること。

## 8. 土地立ち入り等

- ・点検にあたり、点検技術者は、委託者が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- ・受託者は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ第三者に了承を得なければならない。
- ・点検上やむを得ず立木を伐採する必要等が生じた場合は、委託者と協議のうえ、実施するものとする。

## 9. 点検支援技術の活用

点検に関する新技術の導入については、点検支援技術性能カタログなどの最新技術の動向に注視し、点検作業の補完、合理化、精度向上等を図ることができるところには積極的に活用すること。

(参考) 点検支援技術 性能カタログ (国土交通省)

[https://www.mlit.go.jp/road/tech/pdf/catalog\\_dokou001.pdf](https://www.mlit.go.jp/road/tech/pdf/catalog_dokou001.pdf)

## 10. 成果品

- ・以下の成果品を納品すること。
- (1) 報告書 (A4 版: 業務概要書、業務報告書等) : 1 部
- (2) 定期点検調書 (A4 版) : 1 部
- (3) 電子データ (CD-R 等) : 2 部
- (4) その他、業務担当者が必要と認めたもの

## 11. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 12. 環境負荷低減への取組み

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイド

リングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

### 13. その他

- (1) 本業務において点検及び調査を実施するにあたり、沿道住民及び道路利用者より苦情・意見等があったときは、受託者において丁寧かつ適切に対応するものとし、直ちに業務担当者に報告すること。
- (2) 本業務において、緊急の対策が必要とされる損傷（健全性IV相当）が発見された場合は、速やかに業務担当者に報告し、指示を得ること。
- (3) 点検・調査結果により、追加検討・調査等の必要性が生じた場合は、直ちに業務担当者と協議すること。追加検討・調査等については、先送りすることなく、本業務内で完了させなければならない。
- (4) 三次元点群データの取得については、地上レーザスキャナの使用を想定している。現地状況や作業効率などを勘案して代替となる機器を使用する場合は、業務担当者と協議すること。
- (5) 調査時間は、周辺環境及び交通量等を勘案し、原則昼間作業にて実施すること。周辺環境及び交通量等により調査時間が昼間以外になる場合は、業務担当者と協議のうえ、指示を得ること。
- (6) 交通規制を行うにあたっては、交通管理者と協議実施のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また、保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行ない安全管理に努めること。
- (7) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議すること。
- (8) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### 14. 関連資料

- (1) 札幌市道路維持管理基本方針（令和3年4月）  
(URL：<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doroiiji/>)
- (2) 札幌市特定道路土工構造物維持管理計画[2025-2029]（令和7年3月策定）
- (3) 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月（社）日本道路協会）
- (4) 道路土工構造物点検要領（令和5年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- (5) 札幌市土木設計業務共通仕様書
- (6) 札幌市公共測量仕様書
- (7) 札幌市公共測量作業要領
- (8) その他（社）日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧等

別紙 一覧表

NO	管理区	管理番号	路線名	盛土切土	区間延長(m)	最大法高(m)	所在地	緊急輸送道路	幹線道路	代替路の有無	DID区間	土砂災害警戒区域	リフト主体箇所	計画準備	特定土工点検	健全診断/点検調査作成	基礎資料作成	点群測量	予備設計
1	中央区	101-0070-0	大倉線	切土	142	15	中央区宮の森2条15丁目	-	-	有	-	-	-						○
2	南区	601-0410-0	主要道道西野真駒内清田線	切土	140	16	南区北の沢1961番	-	○	有	-	-	-						○
3	南区	601-0450-0	主要道道京極定山溪線	切土	55	25	南区定山溪494林班	-	○	無	-	○	-	○	○	○		○	
4	南区	601-0460-0	主要道道京極定山溪線	盛土	100	18	南区定山溪494林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
5	南区	601-0470-0	主要道道京極定山溪線	盛土	40	20	南区定山溪493林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
6	南区	601-0480-0	主要道道京極定山溪線	切土	77	30	南区定山溪494林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
7	南区	601-0490-0	主要道道京極定山溪線	切土	150	25	南区定山溪494林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
8	南区	601-0500-0	主要道道京極定山溪線	切土	80	20	南区定山溪494林班	-	○	無	-	-	○	○	○	○		○	
9	南区	601-0510-0	主要道道京極定山溪線	盛土	60	10	南区定山溪494林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
10	南区	601-0520-0	主要道道京極定山溪線	切土	45	18	南区定山溪496林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
11	南区	601-0530-0	主要道道京極定山溪線	切土	40	20	南区定山溪496林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
12	南区	601-0540-0	主要道道京極定山溪線	切土	60	15	南区定山溪498林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
13	南区	601-0550-0	主要道道京極定山溪線	切土	98	35	南区定山溪511林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
14	南区	601-0560-0	主要道道京極定山溪線	盛土	65	15	南区定山溪511林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	○
15	南区	601-0570-0	主要道道京極定山溪線	切土	235	27	南区定山溪511林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
16	南区	601-0580-0	主要道道京極定山溪線	切土	210	35	南区定山溪512林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
17	南区	601-0590-0	主要道道京極定山溪線	切土	121	45	南区定山溪512林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
18	南区	601-0600-0	主要道道京極定山溪線	切土	120	25	南区定山溪512林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
19	南区	601-0610-0	主要道道京極定山溪線	切土	90	25	南区定山溪512・513林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
20	南区	601-0620-0	主要道道京極定山溪線	切土	35	15	南区定山溪514林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
21	南区	601-0630-0	主要道道京極定山溪線	切土	30	20	南区定山溪513林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
22	南区	601-0640-0	主要道道京極定山溪線	切土	120	50	南区定山溪514林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
23	南区	601-0650-0	主要道道京極定山溪線	切土	60	20	南区定山溪514林班	-	○	無	-	-	-	○	○	○		○	
24	南区	601-0770-0	豊羽1号線	切土	300	12	南区定山溪493林班	-	-	無	-	○	-	○	○	○		○	
25	南区	601-0840-0	藤舞小学校裏通線	盛土	350	8	南区藤舞430	一次	○	有	-	-	-	○	○	○		○	
26	南区	601-1010-0	石山線	盛土	45	11.4	南区白川1814	二次	-	有	-	-	-						○
27	手稲区	751-0010-0	富丘丹山線	切土	57	15	手稲区富丘6条4丁目	-	-	有	○	○	-	○	○	○		○	
28	手稲区	751-0020-0	手稲山麓線	盛土	36	11	手稲区手稲本町	二次	-	有	-	○	-	○	○	○		○	
29	手稲区	751-0030-0	手稲山麓線	盛土	116	8.6	手稲区手稲本町	二次	-	有	-	○	-	○	○	○		○	
30	手稲区	751-0040-0	手稲山麓線	盛土	160	10	手稲区手稲本町	二次	-	有	-	-	-	○	○	○		○	
31	手稲区	751-0050-0	手稲山麓線	盛土	55	10.5	手稲区手稲本町	二次	-	有	-	-	-	○	○	○		○	
32	手稲区	751-0060-0	手稲山麓線	切土	586	23	手稲区手稲本町	二次	-	有	-	-	-	○	○	○		○	
33	手稲区	751-0120-0	稲穂5条2・3丁目線	盛土	82	14.2	手稲区稲穂5条2丁目	-	-	有	-	○	-	○	○	○		○	
34	中央区	河川隣接区間1	主要道道西野真駒内清田線											○	○	○	○	○	
35	中央区	河川隣接区間2	主要道道西野真駒内清田線											○	○	○	○	○	
36	中央区	河川隣接区間3	主要道道西野真駒内清田線											○	○	○	○	○	
37	南区	河川隣接区間4	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
38	南区	河川隣接区間5	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
39	南区	河川隣接区間6	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
40	南区	河川隣接区間7	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
41	南区	河川隣接区間8	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
42	南区	河川隣接区間9	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
43	南区	河川隣接区間10	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
44	南区	河川隣接区間11	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
45	南区	河川隣接区間12	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
46	南区	河川隣接区間13	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
47	南区	河川隣接区間14	主要道道京極定山溪線											○	○	○	○	○	
48	西区	河川隣接区間15	月山線											○	○	○	○	○	
49	西区	河川隣接区間16	月山線											○	○	○	○	○	

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、 「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

#### (守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

- 第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

- 第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等).....

(代表者氏名).....

工事等名称:.....

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者).....

(保護管理者).....

.....基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所属	役職	氏名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

#### 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称(事務所名等)についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置  有り  無し

その他( )

#### 5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業員を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

#### 6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者).....

#### 7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所  
会社名  
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等(変更なし・変更あり)  (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施(変更なし・変更あり)  (3) セキュリティ強化のための管理策(変更なし・変更あり)  (4) 事件・事故における報告連絡体制(変更なし・変更あり) ○(発生した場合)事件・事故の状況:  (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制(変更なし・変更あり) ○(実績ある場合)概要:  (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更(なし・あり)	
2 その他特記事項等	